土壌汚染の規制対象物質に

「クロロエチレン (別名:塩化ビニルモノマー)」

が追加されます

都民の健康と安全を確保する環境に関する条例(以下「環境確保条例」とする)施行規則などが改正されました(平成29年4月1日施行)

環境確保条例の土壌汚染制度の規制物質に

「クロロエチレン (別名:塩化ビニルモノマー)」が追加され、平成29年4月1日以降、以下の対策 が求められます

1 クロロエチレンについて、新たに土壌汚染に関する基準値が定められました

	基準値	
汚染土壌処理基準	$0.002 \mathrm{mg/L}$	環境確保条例施行規則
地下水基準	0.002mg/L	東京都土壌汚染対策指針
第二溶出基準	0.02mg/L	東京都土壌汚染対策指針

- 2 クロロエチレンの調査の方法が定められました (第一種(特定)有害物質)
- 3 クロロエチレンを取扱った履歴のある土地において土壌汚染状況調査を実施するときには、クロロエチレンを規制対象物質に加えることになりました。
- 4 クロロエチレンは土壌中で他のVOCが分解して生成する物質であることから、分解する前の物質 ※ (親物質)を取扱った土地において土壌汚染状況調査を実施するときも、クロロエチレンを調 査対象物質に加えることになりました。
- ※親物質とはテトラクロロエチレン、トリクロロエチレン、1,1,1-トリクロロエタン、1,1,2-トリクロロエタン、シス-1,2-ジクロロエチレン、1,1-ジクロロエチレンのこと

例として

- ○テトラクロロエチレン (パークレン)
- 〇トリクロロエチレン (トリクレン)
- などを過去に取り扱っていた事業所の敷地での調査の際はクロロエチレンも調査する必要が あります。

【経過措置について】

1 施行日(平成29年4月1日)以降に環境確保条例に基づく汚染状況調査に着手する場合は、クロロエチレンを調査対象に加えてください

【汚染状況調査に着手とは】

- ○環境確保条例第116条第1項に規定する調査結果の報告のため、指定調査機関が 東京都土壌汚染対策指針「第2」の「2」に定める「汚染状況調査」に着手した日
- ○着手日の判断は、報告書内の「土壌ガス・土壌試料の採取日」の記載や指定調査機関が発行する「着手届」等の書類によって行います
- 2 既に環境確保条例に基づく土壌汚染状況調査に着手しており、施行日以降も継続して調査・対策を行う場合は、クロロエチレンに関する追加の調査は必要ありません
- 3 既に環境確保条例に基づく対策に着手しており、施行日以降も継続して対策を行う場合は、クロロエチレンに関する追加の対策は必要ありません

個別の案件については、担当者にお問い合わせください